

2021年8月24日

契約認定機関 御中

契約認証機関 御中

JFS-C 規格文書 Version 3.0 ガイドライン Edition 1.1 の発行

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、JFSM という)の事業活動に多大なるご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度 JFSM は、GFSI による再承認プロセスにおいて GFSI ベンチマーキング要求事項 BR2020.1 に対し厳密に適合させるため、JFS-C 規格文書 Ver 3.0 追補要求事項を公表いたしました。これに伴い、JFSM は、JFS-C 規格文書 Ver. 3.0 ガイドライン Ed. 1.0 を改定し、Ed. 1.1 を発行いたしましたので、以下のとおりご通知申し上げます。

なお契約認定機関、契約認証機関および登録認証組織(新規認証取得の申込組織を含む)における、本ガイドラインの取扱いは、2020年12月28日付の通知文書(JFSM_2020_C01N09)と同様といたしますので、主旨ご理解の上、遵守賜りますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 概要

ガイドライン Ed. 1.0 は、JFS-C 規格文書 Ver. 3.0 に基づいており、解説の中に JFS-C 規格要求事項を組み込んでいる箇所があることから、追補要求事項の公表に伴って変更(詳細は、本文書の添付文書を参照)を加えることとした。

この変更に基づき、JFS-C 規格文書 Ver. 3.0 ガイドライン Ed. 1.0 を改定し、Ed. 1.1 を発行するため、以下の点に留意されたい。

- 1) JFS-C 規格文書 Ver. 3.0 ガイドライン Edition 1.0 の「序文 1.3」は、追補要求事項の「序文 1.3」に置き換える。
- 2) ガイドライン Edition 1.0 の FSM 19.1、GMP 11 および GMP 19 の規格項目および要求事項は、追補要求事項の FSM 19.1、GMP 11 および GMP 19 の規格項目および要求事項に置き換える。

II. ガイドライン発行に伴う留意事項

- 1) ガイドラインの著作権は JFSM が保有している。ガイドラインは JFSM が作製、保管及び配布等の管理を行う。

- 2) 契約認定機関・契約認証機関及び登録認証組織(新規認証取得の申込組織を含む)は、著作権法上の例外を除き、本ガイドラインの無断転載・使用、又まとめサイト等への使用を固く禁ずる。
- 3) JFSM は、契約認証機関が登録認証組織(新規認証取得の申込組織を含む)に無償で配布することを制限しない。ただし、契約認証機関は、登録認証組織(新規認証取得の申込組織を含む)に本ガイドラインの無断転載・使用、又まとめサイト等への使用を固く禁ずることを遵守させることとする。
- 4) 現時点で未登録の組織に対して、契約認証機関は、組織との審査・認証業務に係る契約(新規認証取得の申込組織)※2に基づいて、本ガイドラインを配布できるものとする。
※2 契約範囲は検討中につき、変更の可能性がある。

以上

(添付文書) 追補要求事項公表における、変更目的および変更内容は以下のとおり。

項番・項目	序文 1.3 本規格文書の構造
変更目的	最新の CODEX を引用するため。
変更内容	<p>現 行) 「食品衛生の一般原則 付属書」(※2) (※2)コーデックス委員会 “RECOMMENDED INTERNATIONAL CODE OF PRACTICE GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE” CAC/RCP 1-1969, Rev.4(2003)</p> <p>変 更) 「食品衛生の一般原則 」(※2) (※2)コーデックス委員会 “General Principles of Food Hygiene” CXC 1-1969, Rev. 2020</p> <p>⇒上記のとおり、規格文書の序文の参照を変更する。</p>

項番・項目	FSM 19.1 分析と試験
変更目的	ISO/IEC 17025 を正しく引用し、より正確な記載内容とするため。
変更内容	<p>現 行) 検査 組織は、食品の安全に影響する原材料、半製品、製品、製造環境などの検査を確実にを行うための手順を確立し、実施し、維持しなければならない。 当該検査は力量のある検査部門または分析機関により実施され、適切なサンプリング方法と分析方法を用いて実施されなければならない。 食品安全に重大な影響のある検査は ISO/IEC 17025 に準じて行われなければならない。</p> <p>変 更) 分析と試験 組織は、食品の安全に影響する原材料、半製品、製品、製造環境などの<u>試験</u>を確実にを行うための手順を確立し、実施し、維持しなければならない。 当該試験は力量のある検査部門または<u>試験機関</u>により実施され、適切なサンプリング方法と<u>試験方法</u>を用いて実施されなければならない。 食品安全に重大な影響のある<u>試験</u>は ISO/IEC 17025 に準じて行われなければならない。</p> <p>⇒規格文書の要求事項を、下線のとおり変更する。</p>

項番・項目	GMP 11 空気及び水の管理
変更目的	食品製造に使用することを意図しない水についての取扱いを明確化するため。
変更内容	<p>現 行) 組織は、食品製造に使用する空気、高圧ガス、水(氷と蒸気を含む)を、食品安全への影響を最小限に抑えるために、用途によって要求する基準を定め、定期的にモニタリングし、記録しなければならない。 使用済みであるが食品との接触を許容できる水を食品製造に使用する場合は、製造専用の水に混入しないよう管理しなければならない。</p> <p>変 更) 組織は、食品製造に使用する空気、高圧ガス、水(氷と蒸気を含む)を、食品安全への影響を最小限に抑えるために、用途によって要求する基準を定め、定期的にモニタリングし、記録しなければならない。 食品製造に使用することを意図していない水、および使用済みであるが食品との接触を許</p>

	<p>容できる水を食品製造に使用する場合は、製造専用の水に混入しないよう管理しなければならない。</p> <p>⇒規格文書の要求事項に、下線部を追加する。</p>
--	---

項番・項目	GMP 19 保守
変更目的	保守活動によって食品安全リスクが生じないことを明確化するため。
変更内容	<p>現 行) 製品の安全上重要な全ての工場施設、設備を計画的に保守する仕組みを確立しなければならない。</p> <p>変 更) 製品の安全上重要な全ての工場施設、設備を計画的に保守する仕組みを確立しなければならない。 <u>保守活動は、食品安全リスクとならないように実施されなければならない。</u></p> <p>⇒規格文書の要求事項に、下線部を追加する。</p>

以上